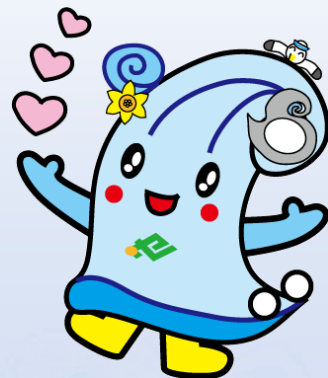


第168回 市町村職員を対象とするセミナー 分科会1
「中核機関の立ち上げの実践報告」

せたな町における 中核機関の立ち上げについて

せたな町 保健福祉課
包括支援係長 大久保 麻未



せたな町マスコットキャラクター
セターナちゃん

せたな町はこんな町です

- ★ 北海道の南西部、日本海に面した檜山振興局管内の北部に位置する。総面積は638.69平方Kmで、東京23区とほぼ同じ面積。
- ★ H17 瀬棚町、北檜山町、大成町が合併し、誕生。
- ★ 道内では比較的温暖な気候で、冬の積雪量も比較的少ない環境。
- ★ 人口 7,073人 世帯 3,933
- ★ 高齢化率 47.6% (3区の中でも、大成区では、最も高齢化率が高く60.3%)
- ★ 基幹産業は農林業と水産業。



R3年頃までの状況

【高齢者の権利擁護担当】
地域包括支援センター(直営)
うち社会福祉士 2名

【障がい者の権利擁護担当】
保健福祉課障がい福祉係
うち社会福祉士 1名

せたな町
保健福祉課



認知症サポーター養成講座の様子

ケアマネ業務や、その他の事業を担当しながら、権利擁護業務を行う。

いわゆる「困難ケース」の支援で感じる不安と孤独

★ 水も出ない劣悪な環境に暮らすセルフネグレクトの人、引きこもりの息子とゴミ屋敷で暮らす認知症の母親、他人との関わりや医療を拒否している末期がんの高齢男性など、難しいケースも当然担当。「ここまでやるべき立場じゃないけど、こんな状況で放っておけない・・・」

【心の迷い】どこまでが本人の意思？誰にとっての正しい選択？
家でひっそり死ぬ権利さえ奪うの・・・？権利侵害になってない？



本人を知る支援者みんなで判断したほうが絶対いい！

権利を守りたいからこそ、専門家のアドバイスももらえて、みんなで判断できる仕組みが必要

中核機関設置を決めたきっかけ

- ・一步を踏み出したきっかけは、当時お世話になっていた法テラス弁護士さんの言葉。

日頃のやり取りの中で、「せたな町は、もう中核機関がすべき業務はやっているんで、あとは(中核機関を)名乗るだけですね。」と言ってもらえて「まずはこんな感じでもいいのか」と肩の力が抜け、自信がついた。

- ・いろいろな研修で聴いた実践報告者のリアルな声も、講師の言葉も、不安だらけの自分の背中を押してくれた。

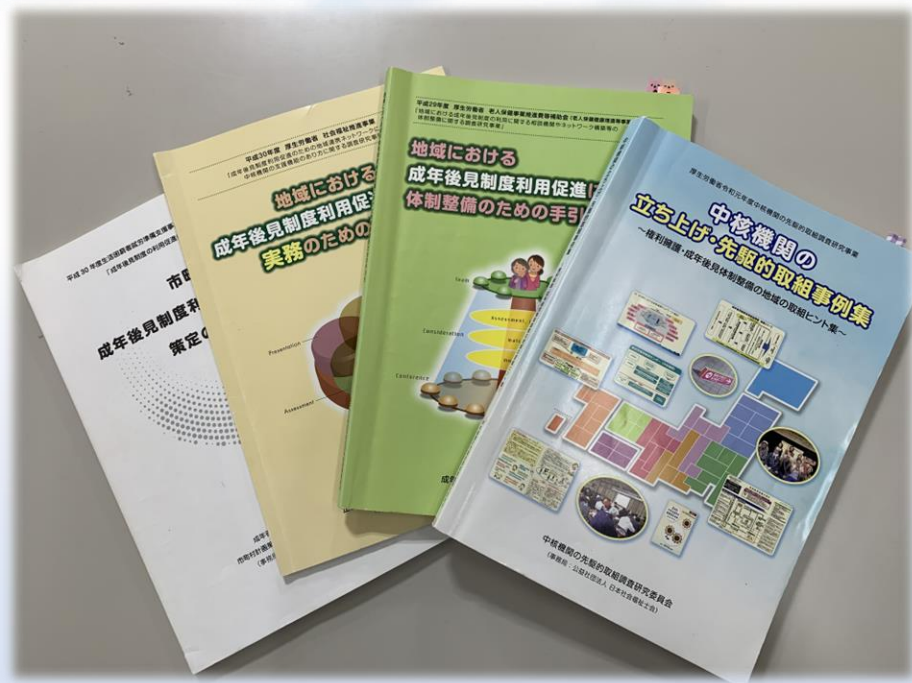
- ・「最初から全て整えなくてもいい」「小さく産んで大きく育てる」という言葉を頭に置いて、まずはやってみることに。

設置に向けた取組

・まずは勉強・・・わからないことだらけ。やるからには、形だけのものにはしたくない！！

【勉強材料と相談先】

- ・「成年後見制度利用促進ニュースレター」、「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」
- ・「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き/実務のための手引き」
- ・近隣町や先進地へ電話、担当者に話を聞く。
- ・とにかくセミナー・研修受講（難しくてイメージが湧かないことも、繰り返し聞けばなんとなくわかってくる）。
- ・各自治体の状況や取組など、法テラスや振興局に話を聞く。
- ・成年後見制度推進バックアップセンター（北海道社会福祉協議会）に電話相談。



参考にさせて頂いた主な資料

設置に向けた取組

①中核機関の立ち上げ事例集、体制整備の手引きを読みこんで、資料を作成。イメージしやすいように、小規模自治体が直営設置したケース、委託で設置したケース、一部委託したケースなど、一覧表にし、ポイントを記載。市町村が体制整備に取り組まなければならない法的根拠も示す。資料をもとに、まずは課内で説明。うちの町でできそうな方法を考える。

課内で意思統一が図れたら、つぎは理事者へ提案。最初は人員増なしで。

②成年後見に関するニーズ調査の実施(町内のケアマネ、医療相談員、社協、社会福祉委員、障がい関係機関を対象にアンケート調査を実施)

→**設置の根拠を明確にしておく**

見えたこと・・・ニーズはあるが、制度がまだまだ浸透していない。民生委員ですら、後見制度への理解は薄い。周知をさらに頑張らなければ！！

③町議会(常任委員会)での説明、包括運営協議会・障害者地域自立支援協議会での説明。

設置に向けた取組

【要綱策定】

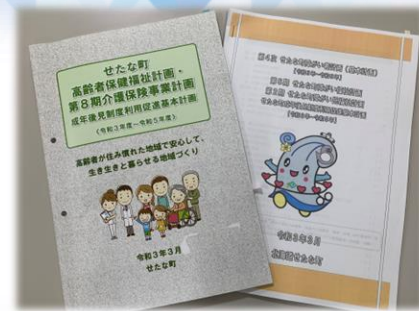
- ・あちこちの町の中核機関に関する要綱を参考にし、作ってみる。
- ・まだスタート前、手探り状態なので、できそうなこと、確定事項のみ載せる。
- ・事務のプロである当時の課長に要綱案をチェックしてもらい、手直し。



「せたな町成年後見支援センター事業実施要綱」が完成！！

* A4 2ページのシンプルなもの

市町村計画策定



- ★ まずは「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」を読み込む。
- ★ あちこちの市町村の基本計画を読み、構成等を考える。
- ★ 令和3～令和5年度を計画の期間とする「せたな町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「第6期せたな町障がい福祉計画」にそれぞれ盛り込む形で策定。
- ★ 中核機関として走り出す前なので、大まかな中核機関の役割や地域連携ネットワークのイメージ、町としての権利擁護支援の方向性、現状等を中心に記載。細かい数値目標や取り組みの詳細等はまだ載せない。

直営中核機関設置

・R3.12月 保健福祉課内に「せたな町成年後見支援センター」設置

今までどおり、包括支援センター・障がい福祉係の社会福祉士3名体制で実務を行う。

(機構図への記載や人事発令はなし)

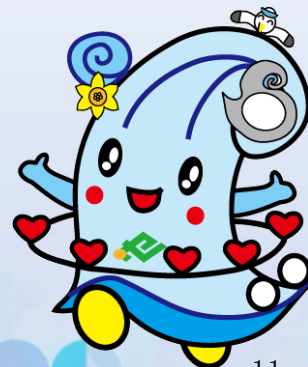
＊後に人事異動で包括の社会福祉士が一人増え、4名体制に(R4.4月)。

・社会福祉協議会との連携: 広報やニーズ把握について、できる範囲での協力を依頼。

(過去に何度か話し合ったが、現状では委託は困難)。

・町長決裁をもって設置とし、管轄の振興局へ連絡。

・関係機関向け研修会や社会福祉委員協議会で周知。



協議会(せたな町成年後見利用促進協議会)設置

既存の地域包括支援センター運営協議会、障がい者地域自立支援協議会委員から、委員(各2名ずつ)を選出。

ほか、オブザーバーとして毎回地域の法律専門職等を依頼。委員とセンター職員(必要時課の管理職も)、オブザーバー1名で毎回12名以下の出席者。

【担当の思い】:思ったことを言ってもらえるやわらかい雰囲気
の協議会にしたかった。

・協議会の実施状況や結果については、地域包括支援センター運営協議会、障がい者地域自立支援協議会にて報告する。

せたな町成年後見利用促進協議会

【委員の構成】

所 属	職 業 等
せたな町地域包括支援センター運営協議会	市民後見人/せたな町社会福祉委員・健康づくり推進員
	建設会社総務部長/サービス付き高齢者住宅・小規模多機能型居宅介護支援事業所 施設長
せたな町障がい者地域自立支援協議会	せたな町教育委員会生涯学習指導主事 *もと教員
	せたな町身体障害者福祉協会会長・北部檜山医師会事務局長

協議会の様子(R4年度)

第1回 R4.8.2 出席者12名(オブザーバー:町内行政書士)

- ・第二期成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークの役割について
- ・事例共有(制度利用によりセルフネグレクト状態を脱したケース)
- ・権利擁護における地域課題について

第2回 R5.3.1 出席者8名(オブザーバー:法テラス弁護士)

- ・センター活動状況報告
- ・事例共有(必要性はあるが後見制度利用に繋がらないケース)
- ・権利擁護における地域課題について



国の考えや、実際の事例を委員と共有する中で、町が行っている権利擁護支援のイメージをつかんでいただく。委員から見た地域の課題や、委員が携わる各分野(家庭環境に問題がある児童、過疎地域のささえ合い、施設での認知症介護等)の現状を聴きつつ、権利が守られるまちづくりのためのヒントを頂いている。

センターの主な取り組み

- ★ 広報(せたな町広報紙への掲載、老人クラブでのミニ講話、公共施設や医療機関へのポスター掲示等)
- ★ 協議会、研修会の実施
- ★ 相談対応
- ★ 後見人支援(権利擁護支援チーム員会議の招集、訪問への同行、報酬助成に関する支援、成年後見人意見情報交換会の実施等)
- ★ 担い手の育成(市民後見人養成講座、講座修了生へのフォローアップ研修)
- ★ 町長申立の手続き



研修会の様子

取組の一例

せたな町成年後見人意見・情報交換会

令和元年度から年に1～2回程度実施。

【目的】

成年後見制度利用促進のため、後見人等の交流、意見・情報交換の場を設け、後見人等が活動しやすい環境を整備する。

【参集範囲】

- ・せたな町民を対象に後見等業務を行っている成年後見人等。
- ・管轄の法テラス弁護士。
- ・中核機関職員。

【内容】

- ・意見交換、情報交換
- ・関係者間の交流、ネットワークの構築
- ・地域における権利擁護の状況等を共有



取組の一例

せたな町成年後見人意見・情報交換会

良かったこと◎

現場で活躍している人たちに町の考えや動きを知ってもらう。堅苦しい会議では聞けないような、リアルな声を聴かせてもらえる。様々なご意見を頂き、今後の方向性を考えることができる。後見人同士、または後見人の皆さんと町が「繋がる」機会になる。

＜例えばこんなこと話してます＞

- ・市民後見人さん、初めて受任してみてどんな感じ？
- ・身寄りがない被後見人の死後事務、町と後見人はどう分担する？
- ・意思決定支援って、実際どこまでやってる？
- ・医師が診断書を書いてくれない。さあ、どう動く？
- ・被後見人の親族とのやり取り、こんな苦労がありました・・・。
- ・事例の共有（困難ケース解決の糸口、後見人はどんな人が適任？）
- ・ところで、まだ受任できますか？
- ・各自治体や専門職団体の動き
- ・町への要望、地域課題等

取組の一例

市民後見人の活用

【課題】

市民後見人を養成しても、所属できる法人後見実施機関がないために、受任への心理的ハードルが高い。

【解決策】

- ・私たちが中核機関として、できる限りサポートする(就任前の後見業務おさらい、被後見人との面談への同行、支援関係者や役場関係窓口へつなぐ、報酬助成申請の支援など)。
- ・専門職後見人との複数後見で受任していただき、複雑な事務や書類作成は専門職後見人にメインで担当していただく。

現在2名の市民後見人に計4名の方を担当していただいています(それぞれ社会福祉士、司法書士との複数後見)。

せたな町における権利擁護支援の状況

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
後見利用者数				6	10	12	14
首長申立	1	0	0	3	6	3	2
本人・親族申立	1	3	1	1	2	0	0
報酬助成件数	0	2	3	3	3	7	13

【取組の効果】

まだまだ少ないものの、利用者は徐々に増えつつあります(R5年度に入り、すでに3件の申立てを実施)。医療機関やケアマネ、施設からの「この人後見必要かも・・・」といった相談も増えており、関係者の権利擁護支援に関する意識の変化が見えています。

次期市町村計画の策定

★ R3～5年度の計画期間終了に伴い、次期計画の策定作業に突入。

【課内打合せで出た意見】

成年後見制度の利用促進は全年齢を対象としたものなので、「高齢者」と「障がい者」に分けて作成するのではなく、町として一本の計画にしたほうがいいのでは？

「せたな町地域総合ケア推進協議会（＊）」の場で委員の意見を伺った結果、**次期から「せたな町地域福祉実践計画」に盛り込む形で策定**することとした。

（＊せたな町地域総合ケア推進協議会：地域ケアの総合的施策の調査・検討などを行う協議会。町の地域福祉に関する各計画等を審議する機能を有する。）

中核機関立上げを通じて実感したこと



- ☺まずは走り出してみる。
一つずつやっていけば、案外何とかなることも多い。
- ☺「こんな初歩的なこと訊くの恥ずかしい・・・」からあえて目をそらし、どんどん訊く。
- ☺使える機関はじゃんじゃん使う。図太くなろう。
- ☺地域の専門職は宝！意識して繋がろう。
(ただし、助けてもらうからには、こちらも誠意をもってできることは協力する姿勢を示す)

課題

- ★会議の持ち方等、しくみづくり
- ★マンパワー不足(地域にケアマネが足りないことの影響)
- ★ニーズはあるものの、圧倒的担い手不足。
- ★法人後見実施機関はないままいくのか？(担ってもらえる機関・法人が地域に見当たらない)
- ★成年後見制度自体の使いにくさ(やっぱり、使いやすい制度ではない)。

今後、皆さんの活動を参考にさせていただきながら、作り上げていきたいと思ひます。

ご清聴ありがとうございました

